

令和 6 年度債権放棄の報告について

那覇市債権管理条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市の債権（上下水道局のものを除く。）を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

那覇市長 知念 覚

令和6年度 債権放棄報告書【一覧・理由】

那覇市債権管理条例第9条各号の規定に基づき、次の非強制徴収債権を放棄したので報告します。

(単位：件及び円)

放棄した 理由 債権名 (担当課)	1号 生活困窮		2号 破産免責等		3号 債務者死亡		4号 強制執行		5号 失踪、所在不明		6号 徴収停止		7号 法律上の争い		8号 消滅時効		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
預かり保育料滞納繰越分 (こどもみらい課)															20	116,000	20	116,000
3歳以上児主食費滞繰分(公立) (こどもみらい課)															39	25,100	39	25,100
こども園給食費(滞納繰越分) (こどもみらい課)			1	6,500											251	513,700	252	520,200
幼稚園給食費実費徴収金(滞納繰越分) (こどもみらい課)															1	2,500	1	2,500
軽度生活援助事業自己負担金 (ちゃーがんじゅう課)															6	3,600	6	3,600
那覇市介護職員初任者研修返還金 (ちゃーがんじゅう課)											1	20,399					1	20,399
一般被保険者第三者納付金滞納繰越分 (国民健康保険課)	2	1,093,620							2	614,220					16	6,209,440	20	7,917,280
一般被保険者返納金滞納繰越分 (国民健康保険課)					1	16,935,815											1	16,935,815
合計	2	1,093,620	1	6,500	1	16,935,815	0	0	2	614,220	1	20,399	0	0	333	6,870,340	340	25,540,894

令和6年度 債権放棄報告書【一覧・金額区分】

那覇市債権管理条例第9条各号の規定に基づき、次の非強制徴収債権を放棄したので報告します。

(単位：件及び円)

債権名 (担当課)	1万円未満		1万円～10万円未満		10万円～100万円未満		100万円～1000万円未満		1000万円以上		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
預かり保育料滞納繰越分 (こどもみらい課)	20	116,000									20	116,000
3歳以上児主食費滞繰分(公立) (こどもみらい課)	39	25,100									39	25,100
こども園給食費(滞納繰越分) (こどもみらい課)	252	520,200									252	520,200
幼稚園給食費実徴収金(滞納繰越分) (こどもみらい課)	1	2,500									1	2,500
軽度生活援助事業自己負担金 (ちゃーかんじゅう課)	6	3,600									6	3,600
那覇市介護職員初任者研修返還金 (ちゃーかんじゅう課)			1	20,399							1	20,399
一般被保険者第三者納付金滞納繰越分 (国民健康保険課)			9	323,290	10	6,364,060	1	1,229,930			20	7,917,280
一般被保険者返納金滞納繰越分 (国民健康保険課)									1	16,935,815	1	16,935,815
合計	318	667,400	10	343,689	10	6,364,060	1	1,229,930	1	16,935,815	340	25,540,894

令和 6 年度 債権放棄報告書【1 件あたり 100 万円以上】

那覇市債権管理条例第 9 条各号の規定に基づき、次の非強制徴収債権を放棄したので報告します。

債権名	一般被保険者第三者納付金（滞納繰越分）	法人・個人の区分	個人
債権発生日 （西暦）	2012年12月13日	債権放棄した日 （西暦）	2025年3月31日
債権の概要	交通事故等、加害者（第三者）の不法行為によって生じた保険給付について、保険者（那覇市）が立て替えた医療費等を加害者に対して損害賠償請求を行うこととなり、本件は傷害事件による第三者納付金である。		
放棄に至った経緯	当初、加害者と電話連絡のほか文書にて督促状・催告書を送付しながら分割納付の相談を受けていた。次第に連絡が取れなくなり、繰り返し電話や文書で催告し、臨戸を行ったが反応がなかった。時効期間満了と徴収の見込みがないと認められるため。		
担当部課名	国民健康保険課		

債権放棄金額	1,229,930円
適用条項 （那覇市債権 管理条例第9 条）	☐ 1 号 生活困窮
	☐ 2 号 破産免責等
	☐ 3 号 債務者死亡（限定承認、相続放棄、相続人不存在）
	☐ 4 号 強制執行後無資力
	☐ 5 号 失踪、所在不明
	☐ 6 号 徴収停止後期間経過
	☐ 7 号 勝訴の見込みがないと認められるときその他放棄すべき理由
	☒ 8 号 消滅時効に係る時効期間が満了
備考	

令和 6 年度 債権放棄報告書【1 件あたり 100 万円以上】

那覇市債権管理条例第 9 条各号の規定に基づき、次の非強制徴収債権を放棄したので報告します。

債権名	一般被保険者返納金（滞納繰越分）	法人・個人の区分	個人
債権発生日 （西暦）	2015年5月27日	債権放棄した日 （西暦）	2025年3月31日
債権の概要	保険医療機関等の不当または不正請求によって生じた保険給付について、保険者（那覇市）が医療機関等に対して不正請求等にかかる返還請求を行うこととなり、本件は医療機関による不正請求事件に係る返納金である。		
放棄に至った 経緯	債務者に対し支払いを求めたが、これに応じないため診療報酬返還等請求に係る提訴を行い、債務者は本市へ本件返納金を支払うよう判決があった。その後、文書にて督促・催告を継続して行ったが、令和 5 年 12 月に債務者死亡となった。全ての法定相続人が相続放棄し、債務者の財産がないため。		
担当部課名	国民健康保険課		

債権放棄金額	16,935,815 円
適用条項 （那覇市債権 管理条例第 9 条）	☐ 1 号 生活困窮
	☐ 2 号 破産免責等
	☒ 3 号 債務者死亡（限定承認、相続放棄、相続人不存在）
	☐ 4 号 強制執行後無資力
	☐ 5 号 失踪、所在不明
	☐ 6 号 徴収停止後期間経過
	☐ 7 号 勝訴の見込みがないと認められるときその他放棄すべき理由
	☐ 8 号 消滅時効に係る時効期間が満了
備考	